省　令

○防衛省令第一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十三日　　防衛大臣　浜田　靖一

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部及び課） **第五十八条**　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。 第一部 第二部 第三部 第四部 火力調整部（第一師団司令部、第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部、第九師団司令部、第十二旅団司令部及び第十四旅団司令部に限る。） 2　［略］	（部及び課） **第五十八条**　［同上］ 第一部 第二部 第三部 第四部 火力調整部（第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部、第九師団司令部及び第十四旅団司令部に限る。） 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年三月十六日から施行する。